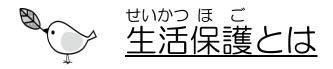
せいかつほご生活保護のしおり



いわみちょうふくしじむしょ岩美町福祉事務所



生活保護は、様々な事情により生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。なお、暴力団等に加入している方は原則として生活保護は受けられません。



せいかつほごう まえ 生活保護を受ける前に

生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用することを要件としています。また、親・子・兄弟姉妹などの親族からもできるだけ援助を受けてください。ただし、親族からの援助がないとの理由で生活保護が受けられないということはありません。

- 1 働く能力がある方は、その能力に応じて働いてください。
- 2 社会保険制度(傷病手当や雇用保険・各種年金・児童扶養手当など) で受けられるものはすべて受けてください。
- まちょきん せいめいほけん かいやくへんれいきん にゅういんきゅうふきん しさん た はたけ さんりん 3 預貯金や生命保険(解約返戻金、入院給付金)・資産(田、畑、山林 などの売却代金)を活用してください。
 - ※住居用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情によっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

そうだん けってい なが 目談から決定までの流



和

生活保護の相談については、岩美町福祉事務所が窓口 になり、生活保護制度の仕組みなどの説明を行います。 (電話相談も可能です)



しん 申

しんせい い し 生活保護の申請意思のある方は、申請書ならび に調査にあたって必要な書類(収入申告書、資産 申告書、同意書など)を提出していただきます。 生活保護は本人、家族又はその他の同居する しんぞく しんせい 親族の申請により開始されます。



ちょう 調 杳

申請すると、原則1週間以内に調査担当員が ゕ て い ほっ もん おこな せいかっじょうきょう かくにん 家庭訪問を 行 い、生活状況を確認するととも きんゆうきかん かんけいきかん 金融機関などの関係機関や同意を得られた 場合に扶養義務者への照会を行います。

ちょうさないよう げんしゅ

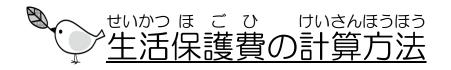
※調査内容については秘密を厳守します。

ていきてき ※生活保護決定後も、定期的に生活保護の決定 でいるう ちょうき かにな に必要な調査を行います。



決決

調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか 書面でお知らせします。



ー緒に生活している家族すべてを一つの世帯として「その世帯に応じた最 でいせいかっ ひ 低牛活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較して決めます。

- 最低生活費とは、年齢別・世帯構成別、その他の需要を考慮して、 国で決められた額です。
- 収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入(働いて得た収入・ ないます。 はない にはない ではない ない はない ない ない はない ない ない ない ない ない ない ます。 年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など) をいいます。 ただし、働いて得た収入などに対しては控除(※)があります。

こうじょ しゅうにゅう さ ひ きんがく ぶん てもと のこ ※控除とは 収 入 から差し引かれる金額で、その分は手元に残ります。

保護が受けられる場合



しゅうにゅう さいていせいかっひ したまわ ふ そくぶん ほ ご う 以入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

保護が受けられない場合



しゅうにゅう さいていせいかっひ うわま ほごう み収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

せいかつ ほ ご しゅるい



しゅるい ふじょ ひつよう おう しきゅう 保護には、以下の8種類の扶助があり、必要に応じて支給します。

まいつき か きゅうじつ ばあい ちょくぜん へいじつ

■生活保護費は、毎月5日(休日の場合は直前の平日)に支給します。

せいかつほ ご ひ ずいじ しきゅう

■臨時的に必要となる生活保護費を随時で支給することがあります。



せいかつふじょ 生 活扶助

いしょく こうねつすいひ 衣食、光熱水費などの 日常生活にかかる ひよう 費用



病院や薬局にかかる ひよう めがね そうぐ 費用や眼鏡や装具など ちりょうざいりょう の治療材料の費用



住 宅扶助

家賃、地代や住宅の 補修などの費用



しゅっさんふじょ 出 産扶助

出産にかかる費用



きょういくふじょ 教育扶助

義務教育を受けるた めの教材などの費用



せいぎょうふじょ 生 業扶助

就職に必要な技能、 資格 習得 や 高等 学校 就学にかかる費用



かいごふじょ 介護扶助

介護認定を受けている 方が介護サービスを受 けるための費用



世帯員が亡くなった際 ひつよう そうぎひょう に必要な葬儀費用

葬祭扶助

きゅうふきん

■その他の給付金

しゅうろうじりつきゅうふきん

 就 労 自立 給 付 金 (給付金上 限額: 単身世帯10万円、複数世帯15万円) 安定した職業について生活保護を必要としなくなった方に支給します。

しんがくじゅんびきゅうふきん

進 学 準 備 給 付 金 (給付金額: 転居する場合30万円、その他10万円)

こうこうそつぎょう ご だいがく せんもんがっこうとう しんがく かた しきゅう 高校卒業後すぐに大学や専門学校等に進学する方に支給します。

せいかつほごう 生活保護を受けた時の権利



正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなる ことはありません。保護により支給されたお金や物に対して税金をかけられ たり、差し押さえられることはありません。

ほご う けんり たにん ゆず わた

- ※保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- き ほご ないよう なっとく とっとりけんち じ たい ふふくもうした ※決められた保護の内容に納得できないときは、鳥取県知事に対して不服申立てを することができます。



せいかつほご う とき ぎ む 生活保護を受けた時の義務(1)

<u>収入があるなしにかかわらず、定期的に収入を報告していただきます。</u> <u>はかうにゅう しきん めん へんか</u> また、収入・資産の面で変化があれば、その都度、報告しなければなりま <u>せん。</u>

- はたら え しゅうにゅう ふ
 1 働 いて得た 収 入 が増えたり、減ったりしたとき。
- はたら あら しゅうにゅう え 2 働くようになり、新たな収入を得たとき。
- ねんきん てあて しおく がく か 4 年金・手当・仕送りの額が変わったとき。
- いしゃりょう せいめいほけんきん にゅういんきゅうふきん うと 5 慰謝料や生命保険金、入院給付金などを受け取ったとき。
- るくしじむしょ しょぶん しじ しさん う しさん しきん 6 福祉事務所から処分を指示された資産を売ったとき、または資産をもらったとき。
- ※保護受給中は、原則として課税調査については年1回、固定資産調査については 3年に1回実施します。収入、資産の面で変化があれば、申告が必要です。

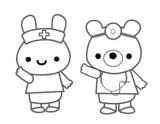
せいかつほご う とき ぎむ 生活保護を受けた時の義務②



≪生活に関する届出の義務≫

く 暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。

- じゅうしょ か 1 住所が変わったとき。
- 2 仕事をはじめたり、変わったり、やめたりするとき。
- かぞく にんずう しゅっしょう しぼう てんしゅつ てんにゅう か 3 家族の人数が出生、死亡、転出、転入で変わったとき。
- 4 長期間にわたって家を空けるとき。
- しょゆう とち かおく しさん ばいきゃく 5 所有する土地、家屋など資産を売 却しようとするとき。
- やちん へやだい しゃくちりょう か 6 家賃、部屋代、借地料が変わったとき。
- 7 介護保険法による介護サービスを受けたりやめたりするとき。
- しせっ にゅうしょ たいしょ 8 施設へ入所したり退所したりするとき。
- でゆういん たいいん てんいん 9 入院したり、退院したり、転院したりするとき。
- こうこう にゅうがく ちゅうとたいがく 10 高校へ入学したり、中途退学したりするとき。
- けんこうほけんしょう いりょうほけん しかく しゅとく そうしつ 11 健康保険証などの医療保険の資格を取得または喪失したとき。
- 12 交通事故にあったとき。
- た せいかつじょうたい へんか 13 その他、生活状態に変化があったとき。

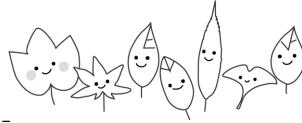


せいかつほごう とき ぎむ 生活保護を受けた時の義務③

≪生活上の義務≫

生活保護を受けなくても生活できるよう、次の事を行ってく ださい。

- はたら ひと のうりょく おう はたら 1 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- びょういん いいん 2 病院(医院)にかかっているときは、医師の指示に従って1日も早く病気を治 さころ すよう心がけてください。
- ちょう そうごうけんしん かなら じゅしん せいかつしゅうかん かいぜん と ひつよう 3 町の総合健診は必ず受診し、生活習慣の改善に取り組むとともに、必要 ちりょう かいし な治療を開始してください。
- 4 親や子、兄弟姉妹のおられる人は、その方から、また、母子(父子)の方は別れ おっと つま こ こまく えんじょ う はたら た夫 (妻)からも、子どもへの仕送りなどの援助を受けられるよう 働 きかけてく ださい。
- まいにち ししゅっ けいかくてき おこな こころ 毎日の支出は、計画的に 行 うよう 心 がけてください。
- しょくせいかつ こころ きしょう すいみん いちにち せいかつ 6 栄養バランスのとれた食生活を心がけ、起床から睡眠までの一日の生活リ ととの けんこうほ じ つと ズムを整えるなど、健康保持に努めてください。
- 7 高価なものなど購入される場合は相談してください。保有が認められていない 場合があります。
- せいかつほごじゅきゅうちゅう ねんきんたんぽかしつけ う ふくしじ む しょちょう みと いがい 8 生活保護受給中に、年金担保貸付を受けたり、福祉事務所長が認めた以外のかしつけ しゃっきん でき 貸付や借金をすることは出来ません。



ふくしじむしょしょくいん やくわり 福祉事務所職員の役割

るくしじむしょしょくいん ほご そうだん かた そうだん う 福祉事務所職員は、保護の相談にこられた方の相談を受けたり、
せっ ほご おこな ていきてき かていほうもん

できせっ ほご おごな でいきてき かていほうもん 適切な保護を行うために定期的に家庭訪問をしています。

保護を受けている世帯が、生活の維持向上や、自分の力で生活するようになるにはどうすればいいのかを一緒に考えます。

、 困っていることや、わからないことがあれば、相談してください。

みんせいいいん やくわり 民生委員の役割

民生委員は、地域で困っている方などの相談にのってくれる人で、 まくしじむしょ きょうりょくかんけい 福祉事務所とは協力関係にあります。

地区の民生委員は

さんです。





いわみちょうふくしじむしょ岩美町福祉事務所

住 所: 〒681-0003

いわみぐんいわみちょうおおあざうらどめ ばんち 岩美郡岩美町大字浦富1029番地2

電話番号: 0857-73-1339

ファクシミリ: 0857-73-1344